

平成13年度 東大阪市社会福祉協議会
事業計画及び予算
<目 次>

事業計画

方針及び重点目標	(1)
1) 小地域ネットワーク活動の充実と支援体制の強化.....	(2)
2) ボランティアセンターの機能強化と地域活動拠点の整備	(3)
3) 高齢者の活動拠点としての老人センター機能の充実.....	(4)
4) 地域における子育て支援・障害者支援の充実.....	(4)
5) 福祉サービスの利用を支援するしくみの構築.....	(5)
6) 地域福祉に関する総合的な情報提供・相談機能の充実.....	(5)
7) 介護保険事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進.....	(5)
8) 受託事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進.....	(6)
9) 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実.....	(6)
10) 積極的な活動・事業を支える財政基盤の強化.....	(6)
1. 高齢者サービスセンター事業計画	(7)
. 老人センター事業 (高齢者サービスセンター、五条老人センター、高井田老人センター)	(7)
. デイサービス事業 (はーとふる、楠根)	(11)
. シルバーハウジング事業.....	(13)
. ホームヘルプ事業	(14)
. 基幹型在宅介護支援センター事業	(16)
. 居宅介護支援事業所「はーとふる」.....	(17)
2. 玉串保育園事業計画	(18)

予算

1. 一般会計	(21)
2. 資金収支計算書	(31)

平成13年度 東大阪市社会福祉協議会事業計画

21世紀に入り、少子高齢社会に向けた社会福祉基礎構造改革が、具体的な施策として推進されている。昨年6月に施行された「社会福祉法」では「地域福祉の推進」が明確に打ち出され、地域住民 社会福祉事業の経営者 社会福祉の活動者が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民の自立生活の支援や社会参加を推進することが明記された。また、同法で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉協議会が位置づけられ、役割が一層明確になった。

一方、全国社会福祉協議会が5月に出した「これからの市町村社会福祉協議会の運営システムのあり方について」では、介護保険事業による契約や採算性を考え「事業経営」「経営責任」「経営判断」など社会福祉協議会の事業に「経営」の視点を取り入れた考え方が打ち出された。

また、社会福祉法人の会計基準等の改定に伴い、社会福祉協議会モデル定款、モデル経理規程が公表され、法人として社会福祉協議会のあり方の方向性が示され、新しい基準に基づき、様々な改革も着手されている。これらの改革が進められることにより、社会福祉協議会には、その公益性、公共性を活かし、地域で生活する住民の自立や権利を擁護する支援や地域住民の参加による日常生活の援助など一層の地域福祉の推進が期待されることとなった。

当社会福祉協議会では、法人定款や経理規程の改定、新費目による予算の策定を行ったところである。また、市民に「見える社会福祉協議会」をめざして広報関係委員会の新設や介護保険経営委員会を設置するなど、役員等がより積極的に事業・活動に参画していくため、従来あった委員会の再編を行った。

また、「地域福祉活動推進計画・プラン21」が12年度で終了し区切りとなるため、その理念を承継した計画を策定するため、市民の代表や関係機関職員、協議会役員により設置した策定委員会及び職員プロジェクトチームでの検討を行い、平成13年度から3年間の「地域福祉活動推進計画・新プラン21」を策定し、3つの基本目標を柱とした重点目標を設定した。

この計画に基づく、年次ごとの事業計画を策定し推進する。また、計画の進捗状況については、理事会・評議員会及び職員プロジェクトチームで評価やフォローを行っていく。

平成13年度重点目標については、以下のとおり。

- 1 小地域ネットワーク活動の充実と支援体制の強化
- 2 ボランティアセンターの機能強化と地域活動拠点の整備
- 3 高齢者の活動拠点としての老人センター機能の充実
- 4 地域における子育て支援・障害者支援の充実
- 5 福祉サービスの利用を支援するしくみの構築
- 6 地域福祉に関する総合的な情報提供・相談機能の充実
- 7 介護保険事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進
- 8 受託事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進
- 9 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実
- 10 積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

・小地域ネットワーク活動の充実と支援体制の強化

1) 小地域ネットワーク活動の充実と支援体制の強化

小地域ネットワーク活動は、校区福祉委員会が中心となって、日常生活に何らかの支援を要する人々が、できるだけ住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、地域住民が協力して見守り、必要な支援を行う活動です。

この活動は、個々人の自立を尊重しつつ地域が支援しあうという、新しいコミュニティやライフスタイルを築いていくという意味で、大きな意義をもっています。また、この活動は介護保険制度をはじめ公的な福祉・介護サービスが充実するなかで、サービスを効果的に活用していくための、地域に密着したきめ細かい支援活動として非常に重要であります。これからの地域社会において不可欠なくみとして、活動の主体となる校区福祉委員会の機能を高めながら、活動しやすい環境や側面的に支援するしくみづくりを展開していくため、市や関係機関等との連携を密にし、協力を得ながら積極的に推進します。

実施校区の拡大と交流の促進

- ・未実施校区への情報提供と実践に向けた交流会などの実施

身近な地域でのグループ援助活動の推進

- ・グループ援助活動の取り組み方についての研修会やPRビデオの活用等によるふれあいサロン活動等の推進
- ・学校の余裕教室や地域の空き家等の状況把握と地域活動拠点としての活用の検討

個別援助活動の推進

- ・小地域ボランティアスクール等による啓発と協力員の発掘など支援体制づくりの推進
- ・小ネット協力員証の発行と活用

子育て支援・障害者支援の取り組みの推進

- ・子育て支援に向けて、関係機関との連携による情報収集とニーズ把握や地域との連携体制づくりの推進

校区福祉委員会組織の検討・充実

- ・「校区福祉委員会のあり方検討委員会（仮称）」を設置し検討
- ・他市における取り組み状況等の調査と本市各校区の現状分析の実施

学習会やボランティア講座等の実施

- ・小地域ボランティアスクールの実施

校区福祉委員会活動計画づくりの推進

- ・「校区福祉委員会のあり方検討委員会（仮称）」を設置し検討
- ・各校区の現状分析の実施

活動に対する支援体制の充実

- ・支援計画の作成による支援の充実
- ・担当職員の増員に向けた検討、市との協議の推進
- ・研修会等への積極的な参加（府・近畿・全国）

活動に対する公的補助の継続・充実

- ・事業効果の総括の実施
- ・市へのはたらきかけの実施

賛助会費への理解と協力者の拡大

・ボランティアセンターの機能強化と地域活動拠点の整備

少子高齢社会が進行する中で、ボランティア活動やNPO活動に対する関心の高まりが、福祉ボランティアに限らず環境や国際交流等へと、活動分野の多様化がますます進んでいます。このような中で、校区福祉委員会を中心として推進している小地域ネットワーク活動と連携しながら、地域ボランティアの育成、また、そのために、より身近に活動できる拠点の確保や整備を図り「ボランティア国際年」の本年とボランティアセンター開設20周年を迎える来年度に向けてさらなるボランティア活動の広がりを目指します。

ボランティアコーディネート機能の充実

- ・日本ボランティアコーディネーター協会等と連携した情報収集の推進
- ・ボランティアアドバイザーの養成と活動の推進
- ・ボランティアリーダーの養成
- ・職員研修等の充実

ボランティア活動拠点の確保

- ・社協が受託している老人センターに設置している「ボランティアビューロー」等と連携した事業の促進
- ・ボランティアビューロー増設の検討
- ・社協が受託している福祉施設及び他の福祉施設、学校等と連携した出前講座等の開催

市民のボランティア活動への参加促進

- ・福祉教育の推進や福祉協力校の事業支援
- ・市民の理解と参加を促進
- ・小地域ネットワーク活動と連携したボランティアの育成
- ・ボランティアサロン（あいあいサロン）の充実
- ・災害時におけるボランティア活動の体制づくりの推進
- ・ボランティア連絡会との共催事業の開催
- ・ボランティア講座の開催
 - 1)入門ボランティアスクール
 - 2)点訳教室
 - 3)手話教室
 - 4)要約筆記講座
 - 5)朗読ボランティア養成講座
 - 6)精神保健福祉ボランティア養成講座
 - 7)日赤老人家庭看護法講習会
 - 8)高齢者ボランティア養成講座
 - 9)サマーボランティアスクール（手話、点字、車いす、施設体験等）
 - 10)ボランティアリーダー養成講座（ボランティア連絡会と共催）
 - 11)ボランティア研究集会（ボランティア連絡会と共催）
 - 12)配食ボランティア養成講座
 - 13)ボランティアアドバイザー養成講座
 - 14)レクレーションボランティア養成講座
- ・情報提供、啓発宣伝
 - 1)ボランティアハンドブック等資料の作成
 - 2)インターネットの活用
 - 3)機関紙「社協ひがしおおさか」でのボランティア特集号の発行

ボランティアグループに対する助成制度の検討や促進

- ・ボランティア基金や善意銀行事業との連携による助成制度の検討
- ・ボランティア基金の拡充
- ・各種助成制度の活用の促進

・高齢者の活動拠点としての老人センター機能の充実

健康づくりのための事業の充実

- ・歌体操・健康のつどい・健康相談等の実施（継続）
- ・OT・PTや保健センターと連携した教室の開催
- ・健康のつどい、健康相談の継続

ボランティア活動への高齢者の参加の促進

- ・シルバ - ボランティア講座の開催
 - ・シルバーボランティアセンター（仮称）のあり方検討と設置に向けた取り組みの推進
- 生きがいづくりのための講座等の充実

- ・趣味教室の見直し・整理と生涯学習活動のきっかけになる新たな講座の検討

老人センターの利用の促進

- ・パンフレットの作成や社協機関紙の活用による新たな事業等の情報提供の充実

高齢者の活動の場の提供

- ・老人クラブへや地域福祉活動の拠点としてのルールづくり等の検討

地域福祉活動やサービスの拠点としての活用

- ・車いす貸出し事業の実施
- ・車いす対応型自動車「おでかけ号」の貸出等の新たな取り組みの検討

要援護者支援センターとしての整備の推進

- ・要援護者支援センターの具体化に向けた検討
- ・虚弱高齢者等への対応に関する研修の実施

（別掲「高齢者サービスセンター事業計画」「五条老人センター事業計画」「高井田老人センター事業計画」参照）

・地域における子育て支援・障害者支援の充実

小地域ネットワーク活動における子育て支援の充実

子ども相談機関連絡協議会等と連携した取り組みの推進

- ・児童虐待や子育て支援事業等に関するパンフレットの作成
- ・関係機関等との連携による相談業務の充実

保育所機能の地域開放の推進

- ・育児相談、子育て講座の開催
- ・園行事への親子参加の呼びかけ
- ・世代間交流事業の充実

保育所入所待機児童に対する対応の推進

- ・地域の保育所入所待機児童解消に向けて最低基準を満たしながら定数外（現在の15%から20%）の切り替え実施

小地域ネットワーク活動における障害者（児）支援の充実

ホームヘルプ事業・ガイドヘルプ事業等と連携した障害者支援の推進

- ・利用者のニーズ把握等の検討

・福祉サービスの利用を支援するしくみの構築

福祉サービスの多くが措置制度から利用制度に移行することによって、福祉・介護サービスのほとんどは利用者が選択し、事業者と直接契約して利用することになりました。こうした制度を充分活用できない、判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者等に対して、福祉サービスを利用する権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業を実施し、より利用しやすい事業として充実を図ります。

福祉サービス利用援助事業の利用促進

- ・事業の理解のためのPR活動と円滑な事業推進

福祉サービス利用援助事業実施体制の充実

- ・専門員の専任化と生活支援員の配置による十分な対応と資質の向上
- ・職員研修の充実

社協事業における苦情解決体制の構築

- ・第三者委員及び職員の研修による既成概念からの脱皮・接遇の改善
- ・職員間の情報の共有化や連携の推進
- ・苦情を受け止め事業活動に活かすしくみづくりの検討・推進

・地域福祉に関する総合的な情報提供・相談機能の充実

地域福祉に関する情報の収集・提供の推進

- ・社協ホームページによる情報提供の充実
- ・ひとり暮らし高齢者等の福祉票の整理・分析によるニーズ把握の充実

事務局における情報共有化の推進

- ・社協内LANの活用による情報共有化の促進

相談に関する専門性の向上

- ・研修会等への参加の拡充と社協内研修の充実
- ・職員プロジェクトチームによる相談マニュアルの検討・作成

各相談窓口の充実と連携の推進

- ・社協内における相談体系の明確化と連携の強化

・介護保険事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進

介護保険事業に関する検討の推進

- ・制度や民間参入の動向を見ながら検討

介護保険に関する情報提供のしくみづくり

- ・情報提供のあり方の検討
- ・ホームヘルパー等による情報提供の推進

ケアマネジメントの充実

- ・ケアマネージャーの研修の充実
- ・ケアプラン利用者への情報提供の推進

訪問介護サービスの充実

- ・ホームヘルパーの確保と研修によるサービスの質の向上

通所介護サービス（デイサービス）の充実

- ・利用拡大を図るためのPR活動の実施

介護保険サービスに関する業務分担等の明確化

- ・業務分担等に関する検討と取り組みの実施

（別掲「高齢者サービスセンター事業計画」参照）

・受託事業のあり方の検討と充実に向けた取り組みの推進

ホームヘルプ事業のあり方の検討

- ・ 現任訓練・研修の実施
- ・ 現システムの問題点の整理と改善・見直し案の検討

ガイドヘルパー派遣事業の充実

- ・ 現システムの問題点の整理と見直し案の検討

ホームヘルプ事業・ガイドヘルパー派遣事業と連携した障害者支援の推進

シルバーハウジング事業実施体制の充実と地域支援活動の推進

- ・ 事業実施体制の充実

基幹型在宅介護支援センター事業の推進

- ・ 事業実施や関係機関等との連携に向けた体制づくりの推進
- ・ 支援センター会議の推進
- ・ 地域ケア会議の推進

(別掲「高齢者サービスセンター事業計画」参照)

・経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

活動・事業推進の理念の明確化

- ・ 理事会、委員会で地域福祉活動、介護保険事業における社協の役割及び採算性等についての検討

理事会機能の充実

- ・ 法人組織等検討委員会での委員会再編等の検討と充実に向けた取り組みの実施
- ・ 理事会・評議員会の役割機能の明確化に関する検討と取り組みの検討

事務局組織の再構築

- ・ 新プラン21等をふまえた組織・機構の見直しの実施

事務局職員の専門性の向上

- ・ 職員研修会等への参加の拡充と社協内研修の充実
- ・ 資格取得のための補助の実施(継続)

人事考課制度等の検討

- ・ 先進事例等の資料収集、ヒアリング等の実施

・積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

賛助会員制度の推進

- ・ 見える社協づくりのための広報活動の充実

ケーブルTVの活用

インタ-ネットホームページの活用

名札の着用及び制服等の検討

社協パンフレットの作成配布

- ・ 小地域ネットワーク活動の財源としての賛助会費に対する役員・職員の意識の浸透
- ・ 校区ごとの目標額の検討

自主財源確保の推進

- ・ 社協機関紙への公告募集の推進
- ・ 自動販売機設置の拡大
- ・ 講座受講料等の適正な受益者負担の検討

地域福祉活動に対する公的助成の確保の推進

- ・ 地域福祉活動に関する公的助成のあり方の検討

平成13年度東大阪市立高齢者サービスセンター事業計画

東大阪市立高齢者サービスセンターでは、高齢者とその家族の在宅での生活を支援するため、高齢者福祉の基幹施設とし、総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、ケア、調査・研究など特A型老人センターとしての事業を展開する。

老人センター - 事業

1、高齢者サービスセンター

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室（クラブ活動）を実施すると共に、今年度においては、一人でも多くの利用者ニーズに応えるためいつでも、誰でも気軽に参加できる教養講座やレクリエーション事業のメニューを高井田、五条老人センターとの連絡会議において検討実施し、利用者から喜ばれるサービスの提供に努める。又、老人大学修了者を中心に地域におけるボランティアの人材発掘やきっかけづくりを行う。

1) 教養講座、レクリエーション事業、社協内共催事業

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	社 協 内 共 催 事 業
4	ボランティアスクール	囲碁・将棋大会	
5	ガ－デニング教室		ペタンク大会
6	ネイチャ－クラブ教室		クラブ交流会
7	世代間交流 手作りおもちゃづくり		
8	ネイチャ－クラブ教室	映画鑑賞会	
9	世代間交流 ふれあい写生会		かんたんクッキング(1)
10	オ－タムコンサ－ト		歴史散歩
11		社会見学バスツアー	
12	絵手紙教室	クリスマスの会	
1	俳句の会		かんたんクッキング(2)
2	ボランティアスクール	映画鑑賞会	
3	健康のつどい	は－とふる「弥生祭」	卓球交流会

- ・府下市町村老人センター連絡協議会及び中河内ブロック交流事業への参加
- ・三老人センター連絡会議の開催

2) 生涯教育事業

- ・高齢者生きがい教室

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日				
	週	曜	時 間		週	曜	時 間		
趣味の教室	詩吟	第1・3	火	13:30～15:30	自由 曲 カラオケ 1部	第1・3	火	10:00～12:00	
	道楽	第1・3	月	13:30～15:30		2部	第1・3	水	13:30～15:30
	書道	第2・4	火	10:00～12:00			第2・4	木	13:30～15:30
	1部		火	13:30～15:30		篆刻	第2・4	水	10:00～12:00
	2部	水	13:30～15:30	一 般 開 放	ダンス	毎 週	月	10:00～12:00	
	図画	第1・3	水		13:30～15:30			水	10:00～12:00
	茶道	第2・4	水		13:30～15:30	カラオケ	毎 週	月	13:00～15:00
	編物	第2・4	水		13:30～15:30			金	10:00～12:00
	手芸		土		10:00～12:00	卓球	毎 週	土	13:00～16:00
	卓球	第2・4	木		13:30～15:30			月	13:00～15:00
	2部	木	10:00～12:00				金	10:00～12:00	
	陶芸	第2・4	木		13:30～15:30			土	13:00～16:00
	1部		金	13:30～15:30			土	13:00～16:00	
	2部	第1・3	金	13:30～15:30					
	民謡	第1・3	金	13:30～15:30					
	民謡踊り	第2・4	金	13:30～15:30					
はり絵	第1・3	木	13:30～15:30						
社交ダンス	第1・3	木	13:30～15:30						

・老人大学講座

生涯教育の一環として、高齢者の生きがいと人の輪づくりを中心に健康でより豊かな生活を送っていただけるよう「楽しく集い・学び・語らい・行動する。」という場を提供することを目的に開催する。

一般教養講座

専門コ - ス

1．郷土の歴史を学ぶコ - ス

2．社会福祉を学ぶコ - ス

3) 人材養成 (ボランティアコ - ナ -) 推進事業

地域に根ざした高齢者を中心とした活動をボランティアセンタ - と連携しながら推進する。

ひとり暮らし高齢者の安否確認のための「ふれあい電話」の拡充と希望調査の実施

老人大学修了者に老人大学の理念である「「楽しく集い・学び・語らい・行動する。」を地域で実践していただくために、ボランティア活動の紹介や場を提供する。

情報提供、啓発、受付。

4) 広報、啓発事業

高齢者に関する各種の情報を収集し、パンフレット等の展示配布をする。又、高齢者サービスセンターの月刊行事予定を掲載した「はーとふるだより」を発行し、センター事業を紹介する。

5) 機能回復訓練・健康サービス及び相談による高齢者支援事業

高齢者の健康づくりを中心に日常生活から介護、機能回復訓練等の相談、指導を実施し、高齢者が自立して生活できるように支援するための事業を実施する。

各種リハビリ教室

・生きがいリハビリ教室

・健康体操クラブ

・五条、高井田老人センターにおけるリハビリ教室の実施

・機能訓練教室

・デイサービス運動指導

健康生活維持並びに向上のためのサービス事業

・心身のリフレッシュのための健康入浴

毎週、月・水・金曜日 午後1時～3時 一般開放

・送迎バスの運行

利用者の交通の便を緩和し、利用者の便宜を図る (毎週、火・水・木曜日

専門相談

事業名	対象者	実施日	実施時間
一般健康相談	高齢者・家族 (一般)	第 4 ・ 金	13 30 - 15 30
痴呆性老人相談		奇数月・第 3 水	10 00 - 12 00
保険・年金相談		第 3 ・ 木	13 30 - 15 30

6) 福祉機器、用具のリサイクル事業

不要になった介護ベッドや車椅子、簡易トイレ等の福祉機器・用具のリサイクル情報を収集して、必要とする市民に紹介する。

2、五条老人センター

高齢者が主体的に健康づくり・生きがいづくりに取り組んだり、地域福祉活動に参加できるよう、関係機関・団体等にも連携しながら支援する機能の充実を図っていく。

教養講座・レクリエーション事業・社協内共催事業

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	社 協 内 共 催 事 業
4	ものしり学習講座		
5			ベタンク交流会
6			クラブ交流会
7		ビデオ上映会	
8		盆踊り大会	
9	ガーデニング教室	敬老大会	かんたんクッキング(1)
10		パンパー大会	歴史散歩
11		卓球大会	
12		年忘れ芸能大会	
1		ビデオ上映会	かんたんクッキング(2)
2		クラブ活動発表会	
3			卓球交流会

生 き が い 推 進 事 業

	ｸﾗﾌﾞ名	期	日	時		ｸﾗﾌﾞ名	期	日	時
趣味のクラブ	華道	第1・3	月	13:30~15:30	自由 クラブ	カラオケ	第1・3	水	12:00~14:00
	詩吟	第1・3	火	13:00~15:00		1部			
	書道	第2・4	火	13:00~15:00		カラオケ	第1・3	水	14:00~16:00
	茶道	第2・4	水	13:00~15:00		2部			
	手芸	第2・4	木	13:00~15:00					
	ダンス	第1・3	木	12:30~14:30					
	民謡踊り	第1・3	金	12:00~14:00					
	日舞	第1・3	金	14:00~16:00					
	民謡	第2・4	金	13:30~15:30					
	歌体操	第2・4	木	10:00~11:30					
	フラ アレンジメント	第 4	金	13:30~15:00					
	俳句	第 2	月	12:30~15:00					

相 談 事 業

健康相談 毎月第1月曜日
午後1時~3時
生活相談 随時受付
仕事相談 随時受付

ボランティアコーナー推進事業

ボランティア活動 随時受付

健康づくり推進事業

入浴事業 月・水・金曜日
午後1時~3時
卓球教室 初級コース
第2・4水曜日
午後1時30分~3時30分
中級コース
第1・3金曜日
午後1時30分~3時30分
フラダンス
教室 第2・4水曜日
午後1時30分~3時

福祉サービス推進事業

ふれあい福祉電話事業 月~金曜日
独居老人とセンター利用者との茶話会

府下市町村老人センター-連絡協議会 及び中河内ブロック交流事業への参加

府下老人福祉センター総会 5月
中河内ブロック交流事業推進会議 6月
中河内ブロックカラオケ交流会 7月
大阪府カラオケ交流会 8月
中河内ブロックパンパ-大会 9月
大阪府パンパ-大会 10月
中河内ブロックダンス交流会 10月
中河内ブロック芸能交流会 11月
大阪府ダンス交流会 3月

3、高井田老人センター

地域の高齢化率が急速に高まる中で、より多くの高齢者が「健康づくり」「生きがいくくり」のできる場として、また社協と連携した地域福祉活動の拠点として地域に密着した施設としての機能の充実を図るよう推進していく。

教養講座・レクリエーション事業・社協内共催事業

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	社協内共催事業
4		音楽のつどい	
5		ハンパ - 大会	ベタンク交流会
6		囲碁・将棋大会	クラブ交流会
7	高齢者ボランティア講座	健康のつどい	
8		なつかしのメロディ - 大会	
9		敬老大会	かんたんクッキング (1)
10	短期学習講座	音楽のつどい ふれあいバスツアー (社会見学)	ふれあい広場 歴史散歩
11	版画教室	健康のつどい	
12		シアター上映会	
1		初春演芸大会	かんたんクッキング (2)
2	手作り教室	健康のつどい	
3		クラブ活動発表会	卓球交流会

生きがい推進事業

	ｸﾗﾌﾞ名	けいこ日時		ｸﾗﾌﾞ名	けいこ日時
趣味のクラブ	華道	第1・3月 13:30~15:30	自由クラブ	俳句	第2月 13:00~16:00
	詩吟	第1・3火 13:00~15:00		謡曲	第2・4火 12:00~16:00
	日本画	第1・3火 13:00~15:00		水墨画	第2・4水 13:00~15:00
	書道	第2・4火 13:00~15:00		カラオケ	第1水 12:00~16:00
	茶道	第2・4水 13:00~15:00		カラオケ	第3水 12:00~16:00
	手芸	第2・4木 13:00~15:00		ダンス	第1・3木 13:00~16:00
	民謡	第1・3金 13:00~15:00			
	民謡	第1・3金 13:00~15:00			
	民謡	第1・3金 14:00~16:00			
	民謡	第1・3金 14:00~16:00			
	民謡	第2・4金 13:30~15:30			

相談事業

健康相談 毎月第3水曜日
午後1時~3時
生活相談 随時受付
仕事相談 随時受付

健康づくり推進事業

健康のつどい
年3回(7月・11月・2月)
シリ-ズ健康教室『歌体操』
(毎月2回)

地域交流事業

福祉施設との交流
世代間との交流
ふれあいバスツアーの企画

府下市町村老人センター-連絡協議会 及び中河内ブロック交流事業への参加

府下市町村老人福祉センター総会	5月
中河内ブロック事業推進会議	6月
中河内ブロックカラオケ交流会	7月
大阪府カラオケ交流会	8月
中河内ブロックハンパ - 大会	9月
大阪府ハンパ - 大会	10月
中河内ブロックダンス交流会	10月
中河内ブロック芸能交流会	2月
大阪府ダンス交流会	3月

デイサービス事業

1. はーとふるデイサービスセンター

当センターのデイサービス事業も本年で7年目を迎え、デイサービスセンターとしては、在宅の虚弱老人に対し、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消・心身の衛生・健康の保持及び機能の維持向上を図るとともに、その家族の精神的・身体的な負担の軽減を図るため、事業を推進してきたところである。又、平成12年4月より施行された介護保険制度において、より多くの市民に利用してもらえるよう、努力と工夫を重ね利用者及び家族からも喜ばれる施設になるために基本事業のより一層の充実とサービスの向上に努め成果が上がっている。

今年度も、事業内容の充実を図りながら、事業のより良い効果的推進と職員体制を図っていきたい。

1) 地域との連携及び協力体制

デイサービス体験講座の開催

一人暮らし老人の利用促進（校区福祉委員の協力を得る）

人材確保のためにボランティアの活用

「弥生祭」等でのデイの開放及び事業の説明

2) 利用者のニーズ調査

利用者及び家族のニーズを知り、サービスの質の向上に努める。

利用者の受け入れ計画及び週2回のサービスに努める

3) C・D地域を中心とした利用者を対象に受け入れる

4) 複合施設の利点の活用

理学療法士・作業療法士のデイのプログラム作成への協力を得る。

生きがい教室（クラブ活動）への参加等と促進する。

支援センター及びヘルパーとの情報の共有化を図り、在宅での生活の向上を推進する。

保健所・主治医との協力を密にする。

5) 基本事業の充実

機能訓練の工夫に努める

理学療法士・作業療法士の協力を得る

実施時間・体操の種類等の検討

苦情解決システムの推進

1 第三者委員の協力を得る

2 苦情サービスの向上に結びつける

生きがい活動支援事業の推進に努める。

ミーティングの充実と記録表の活用による利用者のサービスの向上を図る

6) 行事

年間行事

4月	花祭り	7月	七夕祭り	10月	運動会	1月	書き初め
5月	端午の節句	8月	盆踊り	11月	映画鑑賞	2月	節分
6月	映画鑑賞	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	ひな祭り

レクリエーション（趣味活動）の強化

利用者の心身機能低下の予防、維持からも日常動作訓練を行い、更に生きがいを持っていただく見地からレクリエーション、リハビリテーションを兼ねた各種のゲーム、作品作りを職員及びボランティアの指導の下に実施する。

ゲームと作品作り等

誕生会（バースデーカード、記念撮影）

生きがいを持てるレクリエーションの実施

7) 研 修

職員の接遇、介護技術の向上を図るため
他施設の見学の実施
研修会への参加促進

8) 広報活動

C、D地域を中心とした利用者確保のため、近隣の校区福祉委員会等にPRの促進を図る

2、楠根デイサービスセンター

楠根デイサービスセンターは、開設当初よりEリージョン地域の在宅の虚弱老人に対し、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身の衛生、健康の保持及び機能の維持向上などを図るとともにその家族の身体的、精神的な負担を軽減するための事業を推進して来たところであり、又平成12年4月1日から施行された介護保険制度においてより明確化された要介護者の希望にもとづいて福祉サービスが総合的に受けられるという基本理念に基づき、利用者に選ばれる施設として努力を重ね着実にその成果があがりつつある。

今年度も公立の施設としてその設置目的が十分適えられるよう利用者の確保、事業内容の充実を図りつつ、地域及び保健福祉医療等の関係機関との連携強化を図り、事業のより効率的推進とともにその安定化に努めたい。

1) 広報活動

地域との連携と協力体制

- (1) ひとり暮らし老人の利用促進(校区福祉委員会等の活用)
- (2) ボランティアの活用
- (3) ホームヘルパー等との協力強化

利用者のニーズ調査の実施

- (1) 利用者及び家族のニーズを重視したサービスメニューの開発
- (2) 利用者のニーズを素早く反映させるための調査の実施

E地域を中心としての広報活動

一般市民や利用該当者への周知を図るため 市政だより 社協ひがしおおさか 等の広報紙を活用する。

2) 事 業

基本事業の充実

- (1) 利用者の介護度重度化への対応(職員体制の整備など)
- (2) 日常動作訓練の充実
 - ・体操、音楽療法の充実
- (3) レクリエーション(趣味活動)の強化
- (4) ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上

苦情解決システムの推進

- (1) 第三者委員の協力を得る
- (2) 苦情をサービスの向上に結びつける

生きがい活動支援通所事業の推進

- (1) 在宅自立老人の生きがい支援

3) 行 事
年間行事

4月	花祭り	7月	七夕祭り	10月	お楽しみ会	1月	すごろく
5月	端午の節句	8月	すいか割	11月	ゲーム大会	2月	節分
6月	ゲーム大会	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	ひな祭り

その他の事業

- (1) ゲームとカレンダー作り
- (2) 誕生会
 - ・ポラロイド写真撮影

4) 研 修

職員の接遇、介助技術等の向上を図る

- (1) 研修会への参加促進
- (2) 職場研修(OJT)の促進

シルバーハウジング事業 (稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業)

稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業は、急速に進行する高齢化に対応し、住み慣れた地域で自立し安全に快適な生活を営むことができるように、住宅施策と福祉施策の密接な連携のもとに生活相談や、緊急時の対応などの福祉サービスを受けられる住宅を供給するものであり、平成12年9月より受託事業として実施した。

(事業内容)

高齢者の生活に配慮されたバリアフリー住宅に「生活援助員」を派遣し、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応など、入居者の秘密の保持とプライバシーの確保に充分配慮しながら、このサービスを提供する。

(だんらん室の活用)

入居者のコミュニケーションを図るため、毎月だんらん室だよりを発行し、「お茶会」を開催している。今後、手芸・編み物や囲碁・将棋等の趣味活動の輪をひろげること努め、だんらん室の有効な活用を図っていく。

ホームヘルプ事業

介護保険制度が実施されてから1年が経過し、ホームヘルプ事業は、新たなサービス形態の中で利用者を主体としたサービスの推進体制がようやく定着してきた。一方、介護保険の認定で自立となった虚弱高齢者へのサービスの実施や障害者への生活支援におけるホームヘルプサービスの実施など地域生活に密着したサービスの提供により、要支援者のニーズに応えたサービスの仕組みができあがってきた。

このように地域生活におけるサービス体系が大きく変革し整備される過渡期にあつて、利用者の地域での生活全体を支える視点から、サービスの効果的、効率的な提供を可能とする体制整備の充実を図る。一方、視覚障害者、全身性障害者、知的障害者の外出介助を行っている「ガイドヘルパー派遣事業」においても本年度も引き続き、生活に必要な外出から社会参加に至る障害者の積極的な利用が行えるように普及活動に努める。

1) 訪問介護事業

介護保険制度によるホームヘルプ事業が社会的に民間企業の参入で競争産業としての位置づけがされ、事業運営をめぐる状況が大きく変化する中で、当協議会においては、指定居宅サービス提供事業所として、サービス提供責任者を配置し、利用者の確保と質の高いサービスを目指すとともに「消費者保護」や「契約」、「情報公開」、「経営」などの視点の基に、非営利性と公共性の特質を維持しつつも、適正なコスト意識をもちホームヘルプ事業のより一層の充実と効率化に向け積極的に実施していく。

2) 高齢者軽度生活援助等事業・障害者ホームヘルプ事業

介護保険制度が導入される中で介護保険で適用外とされる自立と認定された高齢者及び措置制度の対象者である障害者に対し今年度もホームヘルプサービスを展開する。又、地域のネットワークの協力を得ながら、利用者の障害や援助の程度及び家庭内の介護力の状況をふまえて効果的に実施していく。

利用者の状況、ニーズの把握を今まで以上によりきめ細かく行うとともに関係機関との調整を密にし、サービス内容の充実に努め、利用者及び介護者（家族）等の理解を得て効果的な支援を行う。

3) 市民に対する広報・情報提供活動

介護保険制度によるホームヘルプ事業や措置制度であるガイドヘルパー派遣事業のサービス内容等をより多くの市民が関心を高め理解を得るように、事業内容や利用方法のわかるパンフレットを医療、保健、福祉の関係機関などの窓口において市民が必要な情報を手に入れることができるように広報活動をより一層充実させ、事業の円滑な推進に役立てていく。

4) チーム・班運営の強化

東大阪市の地域の実情を考慮し、市内を西地域（西分室）と中・東地域（はーとふる分室）の大きく2つの拠点に分け、それぞれに班を組織している。各班におけるサービス提供責任者、主任ヘルパー、プロパーヘルパー、非常勤ヘルパーの役割分担をより明確にし、効率的なチーム・班運営を行っていく。

また、サービス提供責任者、主任ヘルパーは、介護保険下でも利用者が可能な限り在宅で自立した生活が送れるように総合的な援助につなげ、チームワーク、チームケア方式により効率的なサービス供給を行う。プロパーヘルパーは、非常勤ヘルパーにサービスの質を高める為の技術知識に関する研修会を通して指導を行う。又、非常勤ヘルパーの研修会時においては、地域に密着した公民館等の社会施設を活用し一日拠点を築く。

プロパーヘルパーは、一人ひとりの技術、知識をより高めるとともに、チーム内の利用者をチームのヘルパー全員で援助できるように努める。

5) 人材育成

ホームヘルプ事業を実施していく上で人材育成は欠かせない。特に質の高いサービスが行える知識や技術の向上が益々要求される。当協議会では、今年度もヘルパー養成研修を実施し、マンパワー発掘養成に努め、より充実した人材育成に最善の努力をする。

また、プロパーヘルパーについては、介護サービスの増加に伴う資質の向上やチームの運営方法が求められており、1級養成研修を計画的に受講させる。

その他、各種の研修会に積極的に参加させ、資質の向上を図っていく。

主任ヘルパーについてはチームの中心的存在であり、指導的立場として必要な研修を行う。

6) 現任訓練、研修会等の実施及び参加

ホームヘルパーは高い介護能力の習得と豊かな人間性、職業倫理が必要とされる専門職である。そのために関係機関等が実施する研修会等にも積極的に参加し日々の研鑽に努める。

また、非常勤ヘルパーの活動が、今後益々期待される中で、プロパーヘルパーによる登録ヘルパーに対するきめ細かな指導、コミュニケーションが必要になってくる。

そのため日々の活動の中や「非常勤ヘルパー研修会」の場でより実践的でより効果的指導を行う。

プロパーヘルパー、非常勤ヘルパーの新任、中堅別の研修会の実施を通じて、介護技術向上の実習、利用者、介護者の精神面のサポートを行うための相談助言に関する研修会、救急救命法、健康管理に関する研修会の実施など内部研修会、外部研修会を利用して行う。

また、当協議会で設置している労働安全衛生委員会により労働安全衛生に関する思想の普及に努める。

ガイドヘルパーも障害者が安心して利用してもらえるために現任者実施研修を行う。

7) ガイドヘルパー派遣事業の実施

視力障害者、全身性障害者、知的障害者の外出介助を行っている「ガイドヘルパー派遣事業」は市民参加型の登録ガイドヘルパーにより派遣を行っている。

障害者の多種多様な外出ニーズを受けとめながら、必要なときに必要なサービスができるよう、ホームヘルプサービスとの連携も含めサービスの向上にむけて引き続いて取り組む。

また、ガイドヘルパーの派遣が効果的に実施できるようにガイドヘルプ要員のマンパワーの確保に努め、利用者とガイドヘルパーをスムーズに調整できるようにする。

基幹型在宅介護支援センター事業

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等の介護等に関するニーズに対応した介護保険制度及び各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように関係行政機関及びサービス実施機関及び居宅介護支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。

事業内容

- 1) 地域ケア会議の開催
介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う。
地域型支援センターの統括
介護保険受給対象者に対する介護予防・生活支援サービスの調整
居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指導・支援
- 2) 地域型支援センターにより把握された要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の情報を収集する。
- 3) 在宅福祉サービス利用情報等を他の支援センターに必要な応じて提供する。
- 4) 各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。
- 5) 在宅介護等に関する総合的相談を行う。
- 6) 地域型支援センターと連携をとるとともに、必要な応じて訪問等により指導・助言を行う。
- 7) 有用なインフォーマルサービスを新たに開発・普及し、又、これに必要な住民組織化活動を行う。
- 8) 地域の要援護高齢者等又はその家族等の保健福祉サービスの利用調整を行う
- 9) 福祉用具の展示、紹介並びに福祉用具の選定若しくは具体的使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。
- 10) 在宅介護支援センター運営協議会を設置し、必要な応じて、年1回以上開催する。

居宅介護支援事業所「は - とふる」

1) 事業の目的

居宅介護支援事業所「は - とふる」は、要介護者からの相談に応じ、本人や家族の意向等を基に居宅サ - ビス、または、施設サ - ビスを適切に利用できるよう、指定居宅サ - ビス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

2) 事業の内容

介護保険利用代行申請

介護保険利用申請に係る要介護認定調査の実施

要介護、要支援者からの居宅サ - ビス計画作成依頼に基づく相談対応

課題分析実施（アセスメント）

居宅サ - ビス計画原案作成

サ - ビス担当者会議

居宅サ - ビス計画確定

居宅サ - ビス計画に基づくサ - ビスの実施

サ - ビス実施状況等の継続的な把握・評価

給付管理業務

再課題分析

報酬請求業務

利用者からの相談・苦情処理に関する業務

事業統計の作成

平成13年度 玉串保育園月別事業計画

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・自由保育期間 ・入園式（3日） ・第1期保育開始 ・保護者懇談会 ・体育あそび ・避難訓練 ・発育測定 ・ぎょう虫検査 ・幼児音楽リズム指導 ・ちびっこランド（子育て支援事業） 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿保育（5歳児） ・七夕まつり集会 ・誕生会 ・体育あそび ・クッキング保育 ・避難訓練 ・発育測定 ・プール閉まい ・楽しい夕べの集い ・幼児音楽リズム指導 ・幼児合奏発表会 ・第1期保育終了 ・自由保育期間（7月21日～7月31日） ・ちびっこランド
5	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・園外保育（3・4・5歳児） ・いちご狩り ・体育あそび ・さつまいも苗うえ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・発育測定 ・内科検診 ・歯科検診 ・交通安全指導 ・体力測定（4・5歳児） ・一日たてわり保育 ・子どもの日の集い ・幼児音楽リズム指導 ・ちびっこランド 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・自由保育期間（8月1日～8月31日） （盆休み） ・避難訓練
6	<ul style="list-style-type: none"> ・虫歯予防デ - ・個人懇談会（3・4・5歳児） ・園内運動会 ・幼児合同散歩（花園中央公園） ・体育あそび ・クッキング保育 ・給食バイキング ・避難訓練 ・発育測定 ・プール開き ・じゃがいも掘り ・幼児音楽リズム指導 ・ちびっこランド 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期保育開始（1日） ・お月見会 ・誕生会 ・運動会予行練習日 ・体育あそび ・さつまいも掘り ・避難訓練 ・発育測定 ・幼児音楽リズム指導 ・玉美苑との交流（5歳児） ・クラス懇談会 ・ちびっこランド

月	行 事 内 容	月	行 事 内 容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日(1日) ・運動会 ・秋まつり ・体力測定(4・5歳児) ・親子遠足 ・体育あそび ・合同バイキング ・クッキング保育 ・幼児音楽リズム指導 ・避難訓練 ・発育測定 ・私立保育会合同運動会(5歳児) ・お祭りごっこ ・ちびっこランド 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・休園 ・自由保育 ・第3期保育開始 ・新年子ども会 ・どんど焼き ・凧あげ大会 ・誕生会 ・サッカー大会(5歳児) ・体育あそび ・避難訓練 ・発育測定 ・往生院資料館見学(5歳児) ・幼児音楽リズム指導 ・ちびっこランド
11	<ul style="list-style-type: none"> ・乾布摩擦開始 ・個人懇談会(0・1・2歳児) ・園外保育(3・4・5歳児) ・誕生会 ・作品展 ・体育あそび ・クッキング保育 ・避難訓練(視聴覚) ・発育測定 ・内科検診 ・マラソン開始 ・幼児音楽リズム指導 ・保育参観 ・ちびっこランド 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・生活発表会 ・誕生会 ・消防署見学(5歳児) ・学校見学(5歳児) ・卒園、進級記念写真撮影 ・体育あそび ・避難訓練 ・発育測定 ・幼児音楽リズム指導 ・ちびっこランド
12	<ul style="list-style-type: none"> ・もちつき会 ・子ども音楽会(5歳児) ・玉美苑訪問(5歳児) ・幼児音楽リズム指導 ・幼児合奏発表会 ・体育あそび ・クッキング保育 ・避難訓練 ・発育測定 ・一日たてわり保育 ・弁当の日 ・クリスマス会 ・第2期保育終了 ・自由保育期間 ・ちびっこランド ・休園 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり会 ・マラソン大会 ・園外保育(2・3・4・5歳児) ・体育あそび ・体力測定(4・5歳児) ・おやつバイキング ・クッキング保育 ・避難訓練 ・発育測定 ・お別れ会(父母の会主催) ・お別れ集会(5歳児とお別れ) ・卒園式 ・第3期保育終了 ・自由保育期間 ・ちびっこランド